

令和5年11月24日

職員の懲戒処分の公表について

摂津市職員懲戒処分の指針に基づき、下記のとおり公表いたします。

処分年月日	令和5年11月21日
被処分者	建設部 職員（30歳代）
処分内容	戒告
事案の概要	<p>住居手当の支給要件の確認に必要な書類の提示を求めていたにもかかわらず放置し、要件を満たさなくなった令和3年12月から令和5年10月までの23か月分の住居手当644,000円を不正に受領した。また令和5年6月に転居をしていたにもかかわらず、住居届及び通勤届の変更手続きを行わず、通勤手当88,150円を不正に受領した。</p> <p>摂津市職員の住居手当に関する規則第3条及び摂津市職員の通勤手当に関する規則第3条を無視し、不適正に住居手当及び通勤手当を受給したことは、摂津市職員懲戒処分の指針の第2-2(8)諸給与の違法支払・不適正受給に該当する。</p> <p>なお、職員はすでに全額返還をしている。</p>

※個人が識別されない内容のものとするを基本としています。